

## 付 議 第 1 号

### 認定こども園の認定に関する議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第3条に基づき、認定こども園の認定申請に対し、別紙認定申請書のとおり認定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年3月3日教育委員会規則第1号）に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

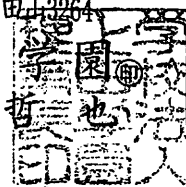
(22) 認定こども園の認定をすること。

別記  
第1号様式 (第3条関係)

平成21年 6月26日

高知県教育委員会 様

申請者 住所 高知県高知市春野町芳原前山3264  
氏名 学校法人 上田 学園  
理事長 上田 哲也



認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定を受けようとする施設	施設の別	認可幼稚園	認可保育所	認可外保育施設	
	名称	へいわ幼稚園		ちびっこ学園	
	所在地	高知市春野町芳原前山3264		高知市春野町芳原前山3264	
	設置年月日	昭和58年4月1日	年 月 日	昭和60年4月1日	
	定員	150人	人	24人	
	現員	76人	人	5人	
認定こども園としての名称及び長となるべき者の氏名	名称	認定こども園へいわ幼稚園			
	氏名	上田 ひとみ			
事業開始予定年月日		平成21年 9月 1日			
定員	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合計
	保育に欠ける子ども	24人	45人	69人	174人
	保育に欠ける子ども以外の子ども	人	105人	105人	

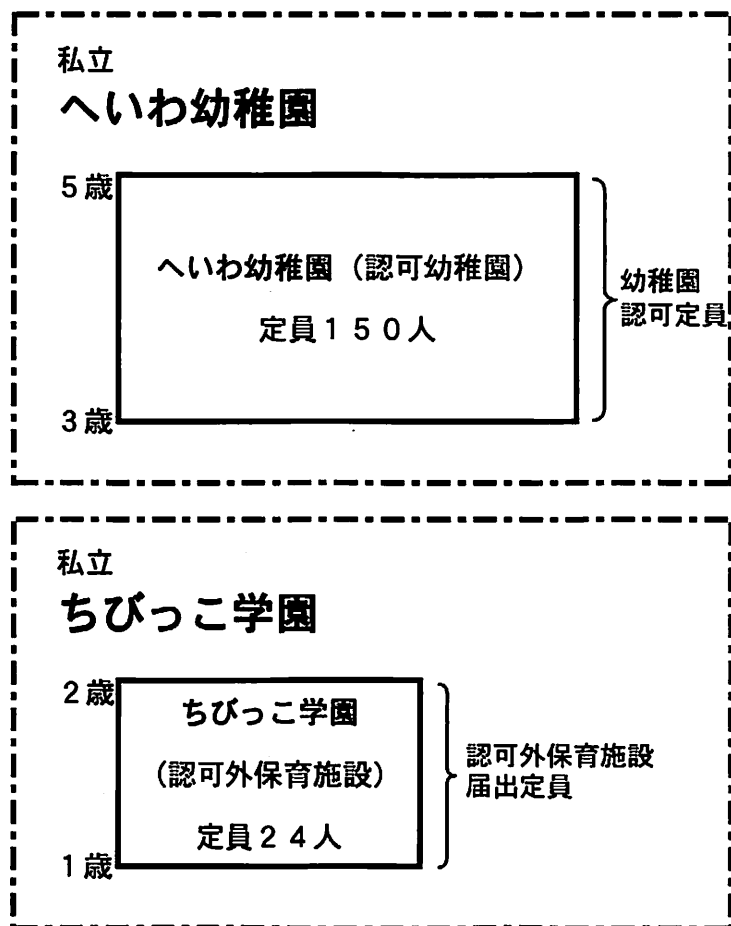
注 次の書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第4号の教育及び保育の目標並びに主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

# 認定こども園 認定イメージ図

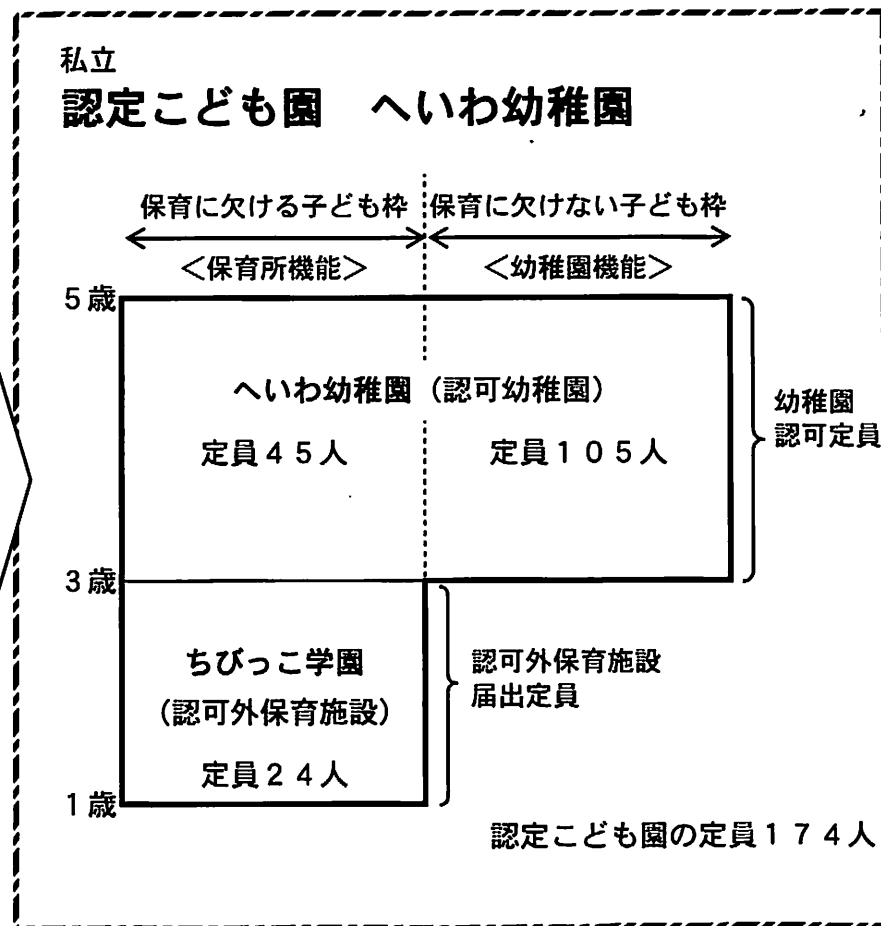
【認定前】

幼稚園と認可外保育施設



【認定後】平成21年9月1日～

幼稚園に認可外保育施設を併設した「幼稚園型」



認定

※幼稚園と認可外施設の法的な位置づけは変わらない

根拠法令		申請の内容				審査事項				適否				
認定を受けようとする施設		へいわ幼稚園（認可幼稚園） 園長 上田 ひとみ 昭和58年4月1日設置				-				-				
		ちびっこ学園（認可外保育施設） 施設長 上田 ひとみ 昭和60年4月1日設置												
施設の設置者		学校法人 上田学園（理事長 上田 哲也）				-				-				
施設の所在地		高知市春野町芳原前田山 3264				-				-				
定員		保育に欠ける子ども	保育に欠けない子ども	合計		幼稚園としての認可定員（150名）及び認可外保育施設としての届出定員（24名）の範囲内である。				適				
認可外	1歳	12人	-	24人										
	2歳	12人												
幼稚園	3歳	15人	20人	150人 (学級数5)										
	4歳	15人	40人											
	5歳	15人	45人											
合計		69人	105人	174人										
<b>条例別表1 職員の配置</b> (子どもの教育及び保育に従事する者)		子どもの数（申請日現在）				職員配置数	長時間利用児数に対する必要数	短時間利用児数に対する必要数	必要数：配置数	適				
年齢	長時間利用児	短時間利用児	施設	年齢	長時間利用児数						短時間利用児数	合計		
1・2歳	6人に1人	-	認可外	1歳	0	3	3	5	1		①	$5 \div 6 = 0.8$ ② $0.8 < 1$ ①		
				2歳	3		2					②		
3歳	20人に1人	35人に1人	幼稚園	3歳	0	0	25	76	2		5	$0 \div 20 = 0$ $64 \div 35 = 1.8$	小計 $2.2$ ④ $2.2 < 5$ ③	
4・5歳	30人に1人			4歳	11	12	17					2	$12 \div 30 = 0.4$	④
				5歳	1	2	22					1	③	
合計					15人	66人	81人		6人	⑤	$0.8 + 2.2 \rightarrow 3$ 人 $② + ④$ ⑥ 小数点第1位四捨五入 $3 < 6$ ⑥ ⑤			
<b>条例別表2 職員の資格</b>				「幼・保」 両資格併有者	「幼」資格 のみ保有者	「保」資格 のみ保有者	合計	教育・保育職員の必要数（3名）を上回る数の職員が配置されている。また幼稚園担当（5名）全てが幼稚園教諭免許を有しており、認可外保育施設担当（1名）全てが保育士資格を有している。うち幼稚園の長時間保育を担当する者（1名）は併せて保育士資格も有している。			適			
年齢	長時間利用児	短時間利用児	施設											
1・2歳	保育士資格	-	認可外	1	0	0	1	①						
3～5歳	両資格（原則）	幼稚園教諭免許	幼稚園	4	1	0	5	③						
合計				5	1	0	6	⑤						

根拠法令	申請の内容			審査事項	適否			
<b>条例別表3 施設設備</b> (1) (2) 建物及び附属設備の配置 同一敷地内又は隣接敷地内（特例あり）	幼稚園	建物及び附属設備の配置は同一敷地内		特例の適用なし。	適			
	認可外	建物及び附属設備の配置は同一敷地内						
(3) (5) (8) (9) 施設の面積 (規則第11条) [幼稚園] 学級数に対して 園舎 $320+100 \times (\text{学級数}-2) \text{ m}^2$ 屋外遊戯場 $400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{ m}^2$			申請面積	合計	必要面積	必要面積：申請面積		
	幼稚園	保育室	253.00 m <sup>2</sup>	696.75 m <sup>2</sup>	①	園舎	園舎	
		遊戯室	122.81 m <sup>2</sup>			320+100×(学級数-2) m <sup>2</sup>	$620 < 696.75$	
	調理室	15.58 m <sup>2</sup>			5学級 → 620 m <sup>2</sup>	③ ①		
	保健室	7.60 m <sup>2</sup>			屋外遊戯場	③		
	便所	46.99 m <sup>2</sup>			400+80×(学級数-3) m <sup>2</sup>	屋外遊戯場		
	その他	250.77 m <sup>2</sup>			5学級 → 560 m <sup>2</sup>	$560 < 1419$		
	屋外遊戯場		1419 m <sup>2</sup>	②	④	④ ②		
[認可外] 子どもの数に対して 乳児室 2歳未満児 1.65 m <sup>2</sup> 保育室 2歳以上児 1.98 m <sup>2</sup> 屋外遊戯場 2歳以上児 3.3 m <sup>2</sup> 調理室 支障のない面積以上	認可外	乳児室 (兼ほふく室)	47.00 m <sup>2</sup>	110.25 m <sup>2</sup>	⑤	乳児室	保育室(乳児室)	
		保育室	63.25 m <sup>2</sup>			1.65 m <sup>2</sup> ×1歳定員12人=19.80 m <sup>2</sup>	$43.56 < 110.25$	
		遊戯室	幼稚園と共用			保育室	1.98 m <sup>2</sup> ×2歳定員12人=23.76 m <sup>2</sup>	⑥ ⑤
		調理室	"			乳児室+保育室=43.56 m <sup>2</sup>	屋外遊戯場	$39.60 < 859$
		保健室	"			屋外遊戯場	3.3 m <sup>2</sup> ×2歳定員12人=39.60 m <sup>2</sup>	⑦ ②-④※
	便所	"			※全体から幼稚園分差引	調理室		
	その他	"			調理室	必要面積を備えている。		
	屋外遊戯場	幼稚園と共用	②に含む		支障のない面積以上			
(4) (6) 屋外遊戯場 同一敷地内又は隣接敷地内（特例あり）	幼稚園	屋外遊戯場は同一敷地内		特例の適用なし。	適			
	認可外	屋外遊戯場は同一敷地内（幼稚園と共用）						
(4) (7) 調理室 [幼稚園] 条件付き外部搬入可 [認可外] 必置	幼稚園	食事の提供は自園調理による。		食事を提供するための適切な体制を整えている。	適			
	認可外	食事の提供は自園調理による。						

根拠法令	申請の内容	審査事項	適否
<b>条例別表4 教育及び保育の内容(規則別表)</b> 3歳以上児 幼稚園教育要領 (保育に欠ける・欠けないにかかわらず) 保育に欠ける子 保育所保育指針 (子どもの年齢にかかわらず)	教育課程・保育課程、指導計画のとおり	幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであるとともに、認定こども園の固有の事情に配慮したものとなっている。	適
<b>条例別表5 職員の資質の向上等</b> (規則第13条)	年間研修計画のとおり	職員の資質向上を図るために適切な研修計画となっている。	適
<b>条例別表6 子育て支援事業</b> 複数の事業を週3日以上実施 ・つどいの場や子育て相談・家庭訪問 ・一時保育・連絡調整・情報提供	園庭開放(つどいの場) 週1回 子育て相談 月～金 一時預かり保育 月～金	複数事業を週3日以上実施する計画である。	適
<b>条例別表7 管理運営等</b> (1) 認定こども園の長	幼稚園長 兼 認可外保育施設長を、認定こども園の園長とする。	一体的な管理運営ができる体制となっている。	適
(2)(3) 保育時間等 保育に欠ける子どもの保育時間は1日8時間を原則 開園日数・時間は実情に応じて定める	[幼稚園] 9:00～14:00 (開園時間 7:30～18:00) [認可外] 8:30～16:30 (開園時間 7:30～18:00)	保育時間は、幼稚園5時間、認可外8時間、開園時間は共に10時間30分であり、保育に欠ける子どもに対する保育を提供することが可能。	適
(4) 情報開示 情報開示に努めること	ホームページ、園だより等での情報提供	利用者がサービスの利用を適切に選択することができるよう情報開示に努めている。	適
(5) 公正な選考 特別な支援・配慮が必要な子どもの利用を排除することのない、公正な選考を行うこと	特別な支援を要する家庭の子ども等を排除することなく、面接により選考する。	特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されないよう配慮されている。	適
(6) 防災、防犯等の体制 安全・健康確保のための体制整備	防災・防犯マニュアル作成	子どもの安全確保のための体制を整えている。	適
(7) 民間保険等への加入 事故等発生の場合の補償体制整備	[幼稚園] 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 及び 全日私幼連保険制度に加入 [認可外] 民間の傷害保険に加入	事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう体制を整えている。	適

参考資料

保育料その他の徴収金

(単位：円)

	年齢	保育料（給食費、おやつ代を含む）／月額			入園料 (初年度のみ)	施設拡充費 (初年度のみ)
		短時間利用	長時間利用			
		9:00~14:00	8:00~16:00	7:30~18:00		
[認可外] ちびっこ学園	1歳		33,000	41,000	10,000	
	2歳		32,000	40,000		
[幼稚園] へいわ幼稚園	3歳	28,500		34,500	30,000	10,000
	4歳					
	5歳					

9

過去3年間の子どもの数

年度	H18	H19	H20	H21
[認可外] ちびっこ学園	7	9	10	7
[幼稚園] へいわ幼稚園	95	93	82	75
計	102	102	92	82
就学前児童数	37,737	36,824	35,708	34,971
うち旧春野町	782	792	-	-

(注) 幼保支援課調査によるもの（就学前児童数、認可外保育施設…各年4月1日時点、幼稚園…各年5月1日時点）

# 過去3年間の決算の概要

学校法人上田学園

(単位：千円)

## 消費収支計算書

	収入		支出		繰越
H18 決算	納付金	23,494	人件費	42,967	△ 3,289
	補助金	21,794	教育経費	11,847	
	事業収入	7,872	管理経費	5,439	
	その他	4,245			
	基本金組入額	△ 441			
	計	56,964	計	60,253	
H19 決算	納付金	21,784	人件費	38,407	△ 1,429
	補助金	21,918	教育経費	11,212	
	事業収入	8,562	管理経費	5,399	
	その他	1,651			
	基本金組入額	△ 326			
	計	53,589	計	55,018	
H20 決算	納付金	19,335	人件費	37,015	△ 8,913
	補助金	20,100	教育経費	12,790	
	事業収入	7,420	管理経費	5,988	
	その他	784			
	基本金組入額	△ 759			
	計	46,880	計	55,793	
H21 予算	納付金	18,065	人件費	34,100	△ 8,459
	補助金	18,890	教育経費	12,040	
	事業収入	6,222	管理経費	5,750	
	その他	554			
	基本金組入額	△ 300			
	計	43,431	計	51,890	

## 貸借対照表

	借方		貸方	
H18 決算	固定資産	179,788	流動負債	5,103
	有形固定資産	178,428	基本金	265,168
	その他の固定資産	1,360	消費収支差額	△ 27,098
	流動資産	63,385		
	計	243,173	計	243,173
H19 決算	固定資産	176,877	流動負債	2,772
	有形固定資産	175,415	基本金	265,494
	その他の固定資産	1,462	消費収支差額	△ 28,527
	流動資産	62,862		
	計	239,739	計	239,739
H20 決算	固定資産	174,307	流動負債	1,755
	有形固定資産	172,749	基本金	266,253
	その他の固定資産	1,558	消費収支差額	△ 37,440
	流動資産	56,261		
	計	230,568	計	230,568



# 認定こども園 施設の概要

高知県教育委員会事務局幼保支援課

【全 国】認定施設 358件(平成21年4月1日現在) 内訳：幼保連携型158 幼稚園型125 保育所型55 地方裁量型20

【高知県】認定施設 5件(平成21年4月1日現在) 内訳：幼保連携型 2 幼稚園型 2 保育所型 0 地方裁量型 1

類 型	幼保連携型		幼稚園型(幼稚園に認可外併設)		地方裁量型
名 称	認定こども園 安田さくら園	認定こども園 なはり	認定こども園 ひまわり幼稚園	認定こども園 宿毛幼稚園・聖ヶ丘保育園	認定こども園 春野乳幼児保育園
設 置 主 体	☐ 安田町	☐ 奈半利町	☐ 学校法人平成学園	☐ 学校法人栄光学園	☐ 西岡 真博(個人)
構成する施設	安田保育所 安田幼稚園 (認可保育所) (認可幼稚園)	奈半利保育所 奈半利幼稚園 (認可保育所) (認可幼稚園)	ひまわり幼稚園 夢工房 (認可幼稚園) (認可外保育施設)	宿毛幼稚園 聖ヶ丘保育園 (認可幼稚園) (認可外保育施設)	春野乳幼児保育園 (認可外保育施設)
所 在 地	安田町大字西島2番地1	奈半利町乙1181、乙1016-1	南国市岡豊町中島1219-1	宿毛市押ノ川字野中1056-1	高知市春野町東諸木4115-13
事 業 開 始 年 月 日	平成19年4月1日	平成21年4月1日	平成20年10月1日 (変更前 平成19年4月1日)	平成21年4月1日	平成19年4月1日
定 員	保育所 75名(5) 幼稚園 70名(19) ( )は、保育に 欠けない子ども(短時間利用)枠の内数	保育所 45名 幼稚園 100名(45)	幼稚園 180名(90) 認可外 60	幼稚園 200名(90) 認可外 53名	95名(10)
	0歳 3 1歳 6 2歳 12 3歳 25(5) 4歳 15 35(9) 5歳 14 35(10)	0歳 6 1歳 18 2歳 21 3歳 30(15) 4歳 35(15) 5歳 35(15)	0歳 1歳 18 2歳 42 3歳 60(30) 4歳 60(30) 5歳 60(30)	0歳 6 1歳 12 2歳 35 3歳 60(35) 4歳 70(40) 5歳 70(40)	0歳 11 1歳 14 2歳 14(2) 3歳 14(2) 4歳 17(3) 5歳 15(3)
4/1 入園児数	24名(0) 25名(0)	13名 73名(30)	162名(109) 28名	88名(83) 29名	82名(8)
職 員	園長 田中 美也 職員数 17名	園長 廣内 俊三 職員数 12名	園長 大野 香葉美 職員数 23名	園長 西尾 稔 職員数 12名	園長 西岡 百合 職員数 12名

幼稚園と保育所の  
両方の良いところを活かす

# 認定こども園



認定こども園は、  
就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢です

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域の多様なニーズに  
応えるため、平成18年10月から「認定こども園」制度がスタートしました。認定こども園では、  
子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

認定こども園は、  
幼稚園と保育所の  
両方の良いところを活かした施設です

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしなが  
ら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。  
さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や  
親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っています。

「認定こども園」は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を  
備えるものとして、都道府県から認定された施設です。

- ① 小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供  
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、  
教育・保育を一体的に行う機能
- ② 地域における子育て支援の実施  
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相  
談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能



機能付加  
→

専か幼稚園

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども

就学前の教育・保育を  
一体として捉え、一貫して提供する  
新たな枠組みです。

就学前の子どもに  
幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いない  
にかかわらず受け入れて、教  
育・保育を一体的に実施

地域にわたる  
子育て支援

すべての子育て家庭を対象  
に、子育て不安に対応した相  
談や親子の集いの場の提供  
などを実施

以上の機能を備える施設を、  
認定こども園として都道府県が認定。



←  
機能付加

保育所

- 保育
- 0歳～就学前の  
保育に欠ける子ども



認定こども園の良いところ！

保護者が働いている、いないにかかわらず、  
すべての子どもが利用できます。

0～5歳の年齢の違う子ども同士が  
共に育ちます。

子育て相談などの子育て支援を行い、  
地域の子育て家庭を支援します。



認定こども園には、次のような多様なタイプが認められています。

なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

type 01 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一  
体的な運営を行うことにより、認定こども  
園としての機能を果たすタイプ

type 02 幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものため  
の保育時間を確保するなど、保育所的な機  
能を備えて認定こども園としての機能を果  
たすタイプ

type 03 保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の  
子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能  
を備えることで認定こども園としての機能  
を果たすタイプ

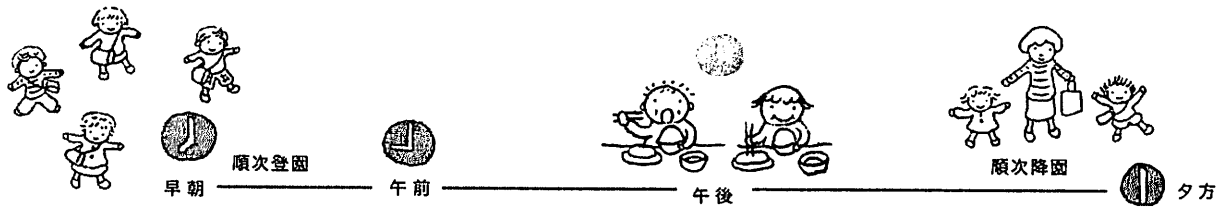
type 04 地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の  
教育・保育施設が、認定こども園として必  
要な機能を果たすタイプ

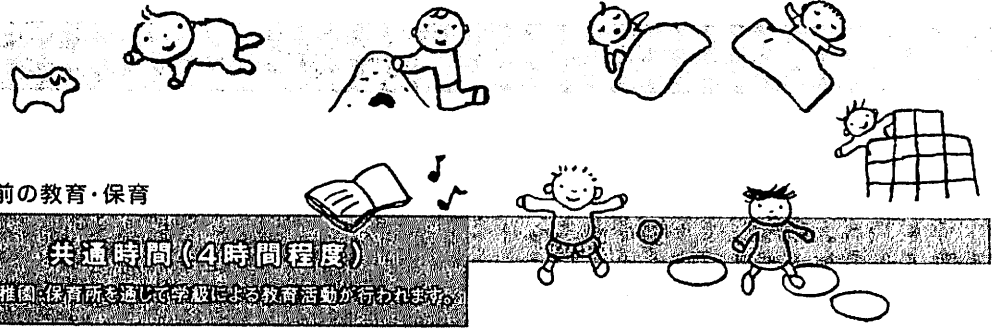
## 認定こども園での生活

子どもたちは、認定こども園でこのような1日を過ごします。

認定こども園では、幼稚園教員免許状や保育士資格を持った職員が、子どもの教育・保育を行います。3歳児以上の子どもは学級に入り、担任による4時間の教育があります。保育時間は短時間（4時間程度）・長時間（8時間程度）について柔軟に選ぶことができます。



保育

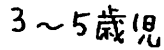


就学前の教育・保育

長時間  
利用児  
短時間  
利用児

共通時間（4時間程度）

※幼稚園・保育所を通じて学級による教育活動が行われます。



地域の子育て支援

子育て相談、親子登園など ※週3日以上

## Q and A

保護者の方々からの代表的な質問にお答えします。

Q01

教育・保育の内容はどうなっているのですか。  
また、職員の配置や施設などの基準はどうなっているのですか。

■ Answer

原則として、幼稚園教員免許状と保育士資格をもった職員が子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。また、認定こども園の職員配置や施設設備等の基準については、国が施設の教育・保育環境や安全性などについて示した基準を踏まえて各都道府県の条例で定められています。

Q02

何歳から入園できますか。  
また、どのくらいの時間預かってもらえますか。

■ Answer

認定こども園はすべての0～5歳児を対象とした制度です。幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、子どもに合わせて柔軟に保育時間を選ぶことができます。受け入れる年齢、具体的な受入時間は施設によって異なりますので、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q03

入園の手続きはどうするのですか。  
入園の選考は、誰が、どのように行うのですか。

■ Answer

入園したい施設に直接申し込み、契約を結んで入園することになります。入園希望者が多かった場合、施設があらかじめ公表した方法で選考を行います。その際、施設は、母子家庭や児童虐待防止の観点から、特別の支援を必要とするご家庭に配慮することになっています。詳細については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q04

利用料は今と比べてどうなっているのですか。

■ Answer

利用料は、施設ごとに定めることになっています。ただし、認定こども園の認定を受けた保育所は、所得額によって利用できないということが起こらないように、保育の実施にかかるコストと保護者の家計に与える影響を考慮して定めることになっています。具体的な保育料については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q05

認定こども園で行っている子育て支援のサービスを利用したいのですが、どうすればいいですか。

■ Answer

認定こども園では、地域の子どものための子育て支援を行うことになっています。各施設では、子育ての相談や情報提供、未就園児の親子登園や一時預かりなど、さまざまな取り組みを行っています。各施設でのサービスの内容や利用方法については、利用を希望される施設にお問い合わせください。



お問い合わせ

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

Tel : 03-6734-3136 / 03-3595-2226

E-mail : [info@youho.go.jp](mailto:info@youho.go.jp)

幼保連携推進室のホームページもご覧ください。

<http://www.youho.go.jp/>